

公益財団法人 日本サッカー協会
2014年度 第4回理事会

協議事項

1. 役付理事 選定の件
<p>(協議) 資料No. 1</p> <p>定款第 26 条（役員の選任）の規定により、理事及び監事は評議員会の決議により選任され、会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。 尚、定款第 25 条の規定により会長を代表理事、副会長及び専務理事を業務執行理事とする。</p>
2. 特任理事 選任の件
<p>(協議) 資料No. 1</p> <p>特任理事の選任は、基本規程第 14 条（特任理事）の規定により、理事会の承認事項となる</p>